

小児慢性特定疾病審査会運営要綱

1 目的

千葉市小児慢性特定疾病及び千葉市ぜんそく等小児指定疾病医療費の支給申請の内容について、適正かつ慎重に審査するため、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 25 第 6 項の規定に基づき、小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 議事

- (1) 審査会は、会長が招集する。
- (2) 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- (3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 庶務

審査会の庶務は、健康支援課において処理する。

4 雑則

この要綱に定めるもののほか、審査等に関して必要な事項は、審査会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。